

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	（特別管理）産業廃棄物を保管、収集、運搬又は処分を行った者等に対する措置命令	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（措置命令）</p> <p>第19条の5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行った市町村又は都道府県を除く。）</p> <p>(2) 第12条第5項若しくは第6項、第12条の2第5項若しくは第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者</p> <p>(3) 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 第12条の3第1項（第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 第12条の3第3項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 第12条の3第4項若しくは第5項又は第12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者</p> <p style="margin-left: 20px;">ヘ 第12条の3第8項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p style="margin-left: 20px;">ト 第12条の4第2項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者</p> <p style="margin-left: 20px;">チ 第12条の4第3項又は第4項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p> <p style="margin-left: 20px;">リ 第12条の5第1項又は第2項（これらの規定を第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p> <p style="margin-left: 20px;">ヌ 第12条の5第3項又は第4項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p> <p style="margin-left: 20px;">ル 第12条の5第11項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者が第21条の3第2項に規定する下請負人である場合における同条第1項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第12条第5項若しくは第6項、第12条の2第5項若しくは第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）</p> <p>(5) 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行った者若しくは前3号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前3号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の 根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	